塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九年
その他のもの	二四年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一五年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一四年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四年
その他のもの	一七年
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一五年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一四年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一七年
その他のもの	一二年
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一二年

	建物附属設備	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの		九年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの		一一年
その他のもの		一五年
木骨モルタル造のもの		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		二二年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		二〇年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		一九年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの		一五年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		一五年
公衆浴場用のもの		一一年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		一五年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの		七年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの		一〇年
その他のもの		一四年
簡易建物		
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又はトタンぶきのもの		一〇年
掘立造のもの及び仮設のもの		七年
電気設備（照明設備を含む。）		
蓄電池電源設備		六年
その他のもの		一五年
給排水又は衛生設備及びガス設備		一五年